



■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査「住民と議会との懇談会における調査項目について」関係各課から説明を受け調査を行った。

●まず、道路整備関連の5項目について、まちづくり課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：佐川まちづくり課長】**

岡本橋の修繕について

現在、橋梁は5年ごとに点検しており、橋梁修繕は、「四万十市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて実施している。岡本橋については、現時点では令和14年度に実施予定となっているが、穴凹等の緊急を要するものについては、これまで同様にその都度対応する。

道路整備について（鴨川線）

鴨川線は、以前より砂防ダム工事や伐採木搬出に伴う大型トラックの通行により、穴凹の発生が多数確認されており、地区からの通報や担当者のパトロールにより、随時補修を行っている。傷みが激しい区間は、全体的な舗装打ち替えが必要となる。解消に向けては、限られた予算の中で計画的に実施することが重要と考えており、地区との協議を通じ、実施箇所の選定・優先順位等を決め、取り組んでいく。

市道整備について（江ノ村九樹2号線）

土居大橋について橋梁点検で損傷が進行していることが発覚したことから、特殊大型車両の通行を、九樹橋を経由するように指導しているため、クリーンセンターや木材工場に向かう特殊大型車両は、高規格道路の側道でもある江ノ村九樹2号線を通行しており、路面の悪化に繋がっていると推察している。解消に向けて、まずは、有岡から上ノ土居九樹2号線手前の交差点までのセンターラインについて、取り急ぎ復旧し、舗装の穴凹についても同時に補修したが、大型車の通行により再発していることを確認しており、今後も随時補修していく。

中村西中学校付近の新設交通整備

具同楠島線の中村西中学校から楠島地区を結ぶ区間の新設は、国道56号の交通量緩和と安全性向上等が目的で計画されたが、中村宿毛道路の開通により、その交通量は大幅に減少し、今では当時予定していた整備効果は見込まれないと考えている。また、通学路整備としては、具同楠島線の改良より、関係機関で連携し、国道56号の歩道整備、街灯の新設等に取り組むことが早期に効果が発現し、かつ費用対効果も高いと考えている。

カーブミラーの設置

常栄神社から市道に出る時に衝突の危険があるとのことだが、市道ではないため設置はできない。個人で、市道区域内にカーブミラーを設置する場合は、道路占用申請を提出いただければ審査のうえ許可することは可能だが、その際の設置、占用料は個人負担となる。

**【質疑：山崎委員】**

中村西中学校付近の新設交通整備について、「国道56号の歩道整備、街灯の新設等に取り組むことが早期に効果が発現し、かつ費用対効果も高いと考えている」とのことだが、具体的な進捗は。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

国土交通省に要望し、工事着手はまだだが、測量等をしている段階で、整備に向け進んでいる。

**【質疑：川村委員】**

鴨川線について、全体の延長はどのくらいあって、年間どのくらいの距離を整備できるのか。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

約8kmの路線で、他の路線との兼合いもあり、優先順位を決めていく。この路線については、どの部分から進めていくかを地区と話しながら決めて進めていく。

**【質疑：川村委員】**

他の路線との兼合いもわかるが、いつ頃になるか等具体的な事もわからない中で、地元は納得するか。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

緊急的なものは、部分的にでも対応可能。現地を確認し、ひどいところから対応していく。

※他に質疑なく終了

●次に、浸水被害対策関連の3項目について、まちづくり課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：佐川まちづくり課長】**

池田川上流の改修

令和3年1月にトンボ公園前の橋上流のコンクリート壁を撤去し、河川の排水能力を大幅に増加させたが、同年7月に平成16年10月洪水(水位観測史上3位)と同等の出水により路面冠水が発生した。この出水前に、コンクリート壁の撤去を終えていたことは、浸水被害を減少させる大きな要因であったと考えるが、実態として、まだ冠水することがわかったので、令和3年7月以降、冠水は発生していないと周辺住民に聞き取りしているが、今後の出水の際に、実態等を含め確認・調査したいと考えている。

排水機能の拡大(自由が丘団地)

令和3年度に地区から要望を受け、山側からの排水は、一部、側溝蓋をグレーチングに交換することにより、軽減していると考えている。一方で、自由ヶ丘団地から流れてくる路面排水については、車道から歩道横の側溝へ通じる取込管の口の草や土砂等による阻害が、排水能力の低下に繋がっていると考えられるため、清掃や、必要に応じて取込管の追加をすることにより、改善を図りたいと考えている。

山路地区の無堤防について

八東地区の堤防整備は、現在、初崎地区で、来年度の完成を目指し整備が進められており、完成後は、対岸の下田地区の堤防整備に着手する予定と聞いているため、当該区間の堤防整備は、下田地区の整備の状況を踏まえ、検討していくと聞いている。

**【質疑：宮崎委員】**

八東地区の堤防整備について、地元への説明は、国の事業であるなら、国に対し、丁寧な説明を求めることはできるか。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

国道321号の道路幅が狭い部分があるが、その区域の区長には、国交省と一緒に説明に行ったが、他の地区には具体的な説明はしていない。

**【質疑：鳥谷委員】**

自由が丘団地における排水機能拡大について、清掃等の対応はいつ頃の予定か。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

3月には雨が多くなってくるので、それまでには対応したい。

**【質疑：川村委員】**

自由が丘団地における排水機能拡大について、土砂や草を取り除いても、多少は軽減できると思うが、それだけで地元は納得するか。他に何か対応はとれないか。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

原因の1つは、今の気象状況が激甚化していること。路面排水は、一定、耐えられるようになっている。これを解消するとなると、部分的にということではできないので、区域を決めたり、時間も相当かかるため、まずは、こういうところから取り組みたい。

※他に質疑なく終了

●次に、地区等における草刈りについて、まちづくり課及び農林水産課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：佐川まちづくり課長】**

観光地について(佐田沈下橋の草刈り等の整備)

これまでも観光シーズンやイベントに合わせ、関係機関や地区の方々と調整しながら対応してきた。引き続き、景観保全にも留意しながら対応する。

**【説明：佐川まちづくり課長】**

草刈りについて

草刈りについては、高齢化により対応が困難となっていることについて、区長をはじめ従事する方々から声をいただき把握している。今後もこのような状況が増加することが予想されるが、草刈りは、限られた予算の中で実施しているため、作業が困難な状況になりつつある地区や、既に困難な地区は、可能な限り協力いただきながら、残る部分は市が行う等の対応をしたいと考えている。各地区で実情が異なるので、個別に伺ったうえで対応を検討をしていきたい。

**【説明：吉田農林水産課長】**

草刈りについて

四万十市農道管理規則に規定するとおり、市が直接管理している4路線（藤地区ふるさと農道、農道竹島深木線、支線1号線、農免八束線）以外の農道の日常の管理は、原則、受益者が行うこととなっている。ただ、農業従事者数の減少や地域の高齢化等、様々な理由により、出役等で農道の草刈りが困難になっている状況は重々承知している。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用している地区においては、それらの交付金により、草刈作業を地元業者等へ委託することも可能なため、あらためて制度活用の周知をするとともに、今後、各地区でも検討してもらえればと考えている。

**【質疑：山崎委員】**

制度のことは承知しているが、地区では、そういった交付金は他に用途があり、草刈りの委託に回せる予算がないのが現状。そういう実情を聞き、把握して検討していただきたい。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

まずは、制度の活用を促し、地区で制度を活用する内容をあらためて精査していただきたい。それでも予算が不足する場合は、農林水産課に相談していただければと思う。

**【質疑：宮崎副委員長】**

市が管理するかしないかの基準は。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

通行量が多く、延長が長い4路線となっている。

農道管理規則に記載の4路線を市が管理するようになっている。

**【質疑：宮崎副委員長】**

非常に抽象的。具体的な基準は決まっていないのか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

農道管理規則は令和2年度に制定しているが、明確な基準は即答できない。

**【質疑：宮崎副委員長】**

農道を市が管理すべきか受益者が管理すべきか。農業により収益を得るわけなので、受益者負担の考え方も理解はできるが、その辺は、もう1回整理したほうが良い。農業で利益は得たいが、負担はしたくないということだと思う。それが容認されるのか。容認されるのであれば、他に市民もたくさんいる中で、「農道だけなぜ市がやるのか」「うちの家と家の間の道もやってほしい」という意見も出るのではないか。どう管理していくかが曖昧なら、明確にしていっていただく必要がある。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

規則を制定した当時の基準を持ち合わせてないので、確認する。わかりやすい形にしたいと思うし、この回答にもそういう旨を加える。

**【質疑：松浦委員】**

市道や農道では、地元をお願いしているところと、事業者へ委託しているところがあると思うが、金額に差はあるか。

**【答弁：佐川まちづくり課長】**

地域に草刈等をお願いしている路線は、路線や区間を市で指定し、1m当たり22円の単価でお願いしている。指定していない路線については、委託する場合もあるし、地域で手に負えない状況（高木や大木、土砂崩壊現場等）には事業者や建設会社へ委託するが、これは、県が定める単価により算出している。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

藤地区ふるさと農道は、国交省が堤防の草刈りの際に同時に委託して草刈りをしている。その他、地元がしている分は、市の支出はない。

※他に質疑なく終了

●次に、排水機場関連の3項目について、農林水産課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

排水機場について（燃料費負担、人件費等）

排水機場における燃料費については、平成29年度から、市が全額負担しており、排水機場の関係での

地元負担は、操作が必要となった時の人件費の1/2のみである。なお、人件費については、平成21年度以降改定が行われておらず、農業従事者の経営環境の悪化や、最低賃金の引上げを踏まえ、近隣市町村の状況も確認し、手当の見直しについて検討を進める。

水道の使用について（江ノ村排水機場）

2月上旬に現地調査を行い、水道の不具合を確認した。

場内で使用する水の用途を、排水機場を実際に操作する方に確認したところ、もともと江ノ村排水機場は上水道の区域外で、以前から飲料水は供給されておらず、トイレと流し場での手洗いに使用するのみとのことであったため、応急対策を講じ、流し場とトイレまで導水の措置を行った。なお、令和6年度から県営事業の長寿命化事業を実施する予定であり、完全な復旧は其中で対応したいと考えている。

**【質疑：宮崎副委員長】**

燃料費は、平成29年から全額市が負担しているにもかかわらず、なぜこのような意見が出てきたと考えるか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

地元には明細も付けて支出している。地元で確認されていないのではないかと。

※他に質疑なく終了

●次に、蕨岡地区の改善センターの修繕及び高齢者の方が集まれる場所について、農林水産課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

長年JAが指定管理してきたが、JAの支所の再編等に伴う人員減少により管理運営が困難となり、令和3年度末で指定管理を解除した。この施設は、昭和54年3月の建築で、新耐震基準前の建築であり、耐震診断も実施しておらず、安全性を確保できない状態であることに加え、近年の使用実績も少ないことから、令和4年度からは市（農林水産課）の直接管理としている。これまで、単発での施設使用は条件付きで許可していたが、JAや旧蕨岡中学校等の代替施設もあり、安全性の観点からも、今後は使用許可しない方向で考えている。

また、これを踏まえ、蕨岡地区区長会に今後の施設使用について意向確認を行っている。

なお、高齢者支援課に確認したところ、現在、健康福祉委員会は各地区集会所等で活動している等、集会所施設はあるという認識である。もし、蕨岡地区全体で敬老会を実施する等、広い場所が必要な場合は、旧蕨岡中学校の一時利用等を検討してもらえればとのことであった。

**【質疑：寺尾委員長】**

地区に意向確認した際の地区の反応は。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

この施設は、壊すか、補強するか、地区への無償譲渡となるが、補強することは、高額となるため現実的ではない。下分区長は、年に2回程度の利用しかしていない中で維持管理費を考えるとそれもどうかと思うが、いったん、区に持ち帰るとのことであり、他の区長は、下分区長の判断に任せるとのことであった。

※他に質疑なく終了

●次に、集会所の使用料について（富山地区）、農林水産課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

富山地区集会所は、市の指定管理施設で、条例に規定のとおり使用料は無料である。本集会所の維持管理費は、地元との指定管理に関する協定により、火災保険料と浄化槽の補修、点検は市が負担し、それ以外の、電気、水道、ガス及び修繕費用は地元負担。その中でも電気代が大部分を占めている。この電気代は、学童保育で使用している時の冷暖房の影響が大きいと考えているが、学童保育の場所が校舎内へ移る話があることから、地元からは様子を見ると回答を得ている

**【質疑：寺尾委員長】**

学童保育等は、今後、委託する方向であると思う。委託されれば、学童保育でかかった電気代は、委託事業者が負担することになるので、学童保育の場所が移るかどうかは関係ないのではないかと。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

そうだろうかと思う。

- － 小休 －
- － 正会 －

※他に質疑なく終了

●次に、養豚場の誘致について、農林水産課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：桑原農林水産課副参事】**

養豚場の誘致には、造成費や必要面積の確保等の課題もあり、候補地選定に至っていないが、養豚場は必要であると考えており、今後も積極的に誘致に取り組んでいく。

- － 小休 －
- － 正会 －

**【意見：宮崎副委員長】**

説明の中の養豚場誘致に至る経過のところに違和感がある。「新食肉センター整備を検討し、これに伴う豚のと畜頭数の増加は必要である」とあるが、もともとは、国の補助金をもらうのに必要な頭数があったが、今は、養豚場は「あったほうがいい」ということだと思う。当然、出荷数が増え、その処理数が増えたほうが、経営は安定する、経過としての説明としては、もともとの話と違う話になっている。そういうところをきちんとすべき。市民から「四万十市は養豚場が必要なんですよ」「絶対作らないかんですよ」という話が出る時があるが、実際は、サウンディング調査をして、できる形を模索している状況の中で、「養豚場があったほうがいい」というレベルであれば、そういう説明をすべきであり、その辺の整合性がとれない。

- － 小休 －
- － 正会 －

※質疑なく終了

●次に、所管事項の報告に移り、新食肉センター整備に係るサウンディング調査結果について、農林水産課から報告を受けた。

**【説明：桑原農林水産課副参事】**

本事業の施工に意欲のある複数の事業者から、生産機械を除く、本体工事、外溝・撤去工事、排水処理設備及び諸経費について、見積書の提出を受け、事業費を縮減できる見通しが立った。今後は、令和6年6月までに、県や関係市町村と協議のうえ、整備費用を9月補正予算に計上する。また、令和6年5月以降に公社を設立し、令和10年には操業を開始する。

**【質疑：松浦委員】**

生産機械の事業費は。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

生産機械を含めた全体額は、60億円半ばとなる。今回のサウンディング調査により事業費縮減の見通しが立ったため、今後、公社を設立し、さらに縮減に向けて進めていく。

**【質疑：寺尾委員長】**

負担協議を進めていると思うが、現時点で何市町村がご協力いただけるのか。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

市長が各市町村長へ話に行くが、幡多5市町村と四万十町、奈半利町となっている。

**【質疑：寺尾委員長】**

県との負担割合協議の進捗は。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

本日、市長、副市長が副知事と会談している。県はこれまでずっと「できる限りの支援をする」と言

っている。市としては、50%負担をお願いしたいとお願いしている。

**【質疑：寺尾委員長】**

今日結論は出るのか。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

今日結論は出ない。

**【質疑：寺尾委員長】**

設立する公社に、当初、県も入る予定であったものが入らなくなった理由は。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

高知市のほうには県も入っているが、高知市は赤字経営で県が入らないとどうしようもなかった。一方、本市は黒字で経営も安定していることから、県は入らないことになった。

**【質疑：寺尾委員長】**

出資金の関係事業者は、現状で何社か、また、事業者名は。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

数社としか言えないが、1社は前向きに負担してくれると言っていたしており、もう1社は、整備するのであれば前向きに検討するとの意見。関係事業者も、と畜場がないと業が成り立たず、撤退になるので、整備する方針であれば協力してくれるという感触。市長が自ら、各社長にお願いしており、協力してくれるという話はいただいている。

**【質疑：宮崎副委員長】**

サウンディング調査結果を受けて、行けるだろうというのはわかるが、例えば、何か物を買うときに、品質を落としたり、機能を除けたりして、金額と折り合いをつけるが、機能的な部分は、私たちには見えない。その点については、役所の中だけでやるのか、公社の運営を含めて、例えば今の職員の意見を聞きながらするのか、こうしようと思っているところがあればお聞きしたい。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

概算事業費は、基本設計の図面を見せて、実際に工事する事業者が算出して見積った額。今後は、職員では限界があるので、専門のコンサルに委託し、ゼネコン等と対等に話せる者を雇って、さらに縮減していく。

**【質疑：宮崎副委員長】**

たたいてたたいて金額を下げるのはできないことはないが、例えば、細かいところで、「それは別料金」ということも多々あるので、そういうところも含めて十分な検討をされることをお願いしたい。

また、公社については、他の公社や第三セクターでは、こういう形が多いが、代表理事に市長を置くことが適当かどうか。民間相手のところで、これから商売としてやっていく中で、市長をトップに置く意味があるのか。この組織では承認するだけで、別の組織等で、いろんなことを考えるところが必要になってくるのではないか。そうすると二度手間ではかないし動きづらい。そういうスパイラルに陥るのではないかという不安があるが、その点はどうお考えか。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

想定として四万十市が1/2以上出すので、代表理事は市長を想定している。将来的は、そういったことも考えるべきだと思っている。ただ、当初は、そこまで踏み込めないのご理解いただければ。ただ、言われたような意見は今後参考にして、進めていきたい。

**【質疑：鳥谷委員】**

生産機械のサウンディング調査結果はいつわかるのか。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

生産機械については、今はする予定はない。校舎設立後、発注時期や数量等も具体的にしないと、具体的な金額が出ないとのことであったため、今の段階でする意味がない。

**【意見：鳥谷委員】**

今回の調査結果は、一括発注を前提とした結果だと思うが、県は、前から、できるなら分離発注にしてほしいと言っており、そういった思いがある中、今日、市長等が県へ協議に行っていると思うが、その結果もまた報告していただきたい。

**【質疑：寺尾委員長】**

コンサルへの委託費用は。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

市からの補助金。

**【質疑：松浦委員】**

この整備については、現段階では検討段階なのか。最終決定はいつか。

**【答弁：桑原農林水産課副参事】**

負担割合などが決定し、議会の合意を得て、5月～6月をめどに決定したいと考えている。

－ 小休 －

－ 正会 －

※他に質疑なく終了

●次に、下水道使用料の改定について、農林水産課から報告を受けた。

**【説明：池田上下水道課長】**

下水道事業及びの農業集落排水事業について、使用料収益の増加が見込めない中、老朽化が進んでいる施設等の整備を進めていく必要がある。令和3年度の下水道審議会において、使用料と超過使用料を各20%増額改定することが望ましいとの答申を受けていたものの、コロナの感染拡大や、近年の物価高騰等の社会情勢を考慮した結果、1年間の周知期間を設けたうえで、令和7年4月検針分より改定することを考えている。

**【質疑：松浦委員】**

経営健全化のための取組で、全体計画や排水処理構想の見直しによる整備区域の最適化とは、どのような内容か。

**【答弁：池田上下水道課長】**

下水道事業を始めるときは、具同、安並、佐岡、古津賀も入った計画だったが、この4地区を除外したことを指している。

**【質疑：松浦委員】**

それらの区は、なぜ計画から除外したのか。

**【答弁：上下水道課安岡下水道係長】**

平成28年度の見直しの際、下水道事業を導入するか、浄化槽とするか、どちらが有利かを検討し、どの地区においても、個別に浄化槽整備が進んでおり、その時点で、新たに下水道を整備するよりも、今後も個別に浄化槽を整備して行くほうが有利と判断し、除外した。

**【質疑：山崎委員】**

下水道等への接続率を向上させる取組について。

**【答弁：池田上下水道課長】**

年2～3回広報に掲載して接続を促している。また、年2回程度、未接続の家庭を訪問し、説明をしたり、相談を受けたりしている。

**【質疑：山崎委員】**

接続率の推移は。

**【答弁：池田上下水道課長】**

下水道：令和元年度末94.5%、2年度末95.1%、3年度末95.5%、4年度末95.8%

農集：令和元年度末81.2%、2年度末82.1%、3年度末82.9%、4年度末83.8%

いずれも徐々に向上している。

**【質疑：宮崎副委員長】**

税込表示は努力義務ではあるが、他市町村では税込料金の表示をしているところもある。今回の改定を機に税込表示に変更することは検討されているか。

**【答弁：池田上下水道課長】**

今後、勉強していく。

**【質疑：寺尾委員長】**

今回の増額改定で、おおよその金額としては、年間700万円くらい黒字に転じると思うが、これくらいの増額が必要なのか。それとも、単純に、答申があったから、それに沿った20%増という考えか。

**【答弁：池田上下水道課長】**

施設の修繕等、予算が無いために先送りしているものもある。もちろん、緊急的には部分的に修繕対



応したりもするが、耐震化も含め、改修していかなければならないものもあり、修繕に力を入れていきたい考えがある。

※他に質疑なく終了

－小休－

－正会－

●事務局より連絡事項

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。